

## 令和5年度 食育イベント企画・運営業務委託仕様書

### 1 事業概要

#### (1) 件名

令和5年度 食育イベント企画・運営業務

#### (2) 目的

若い世代をターゲットに、食習慣改善(朝食欠食率や栄養バランスの改善)のきっかけ作りとなるよう、①自身の健康・食事に関心を持ってもらうこと、②食習慣改善のメリットを伝えること、③食習慣改善のためのアイデアを伝えること、④食習慣改善のハードルを下げることを目的に本事業を実施する。

#### (3) 対象

神戸市在住の20~40代

### 2 委託契約

#### (1) 委託契約金額(上限)

2,550千円(消費税および地方消費税相当額を含む)

#### (2) 委託契約期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

### 3 業務内容

上記目的を達成するためイベントの企画・運営

#### (1) イベント概要

##### ① 開催日時

令和5年6月24日(土曜)および25日(日曜)

両日とも午後11時から午後5時まで

##### ② 会場

神戸ハーバーランドumie センターストリート1F中央特設会場

会場の申込および支払は神戸市が行う。ただし、実施にあたっての使用方法等に関する調整は受託者の責任のもと行うこと。

##### ③ 参加費

無料

#### (2) 受託者が実施する業務

##### ① 内容の企画・提案

次の項目について、本事業の目的を達成する内容を企画・提案し、神戸市と協議のもと決定した内容を実施すること。

##### ■ イベント名称

ターゲットである若い世代の市民にとって、親しみやすく、参加したくな

るような、本イベントにふさわしい名称について考案し、提案すること。

■ イベント内容

目的が達成でき、対象者が来場したいと思う内容および会場レイアウト、デザインを企画・提案すること。なお、提案内容にかかる費用はすべて見積りに含めること(例えば、ステージゲストを呼ぶ場合の謝礼など)。なお、会場内は飲食禁止とする。

■ 集客のための工夫

通りがかったターゲット層の市民が足を止めて参加しようと思う工夫について具体的に提案すること。

■ デザイン

イベントのメインビジュアル、チラシ(A4両面)、SNS掲載画像をデザインし、提案すること。

■ スケジュール

契約からイベント開催までのスケジュール(広報や会場・出演者との調整、制作物の作成等に係る進捗管理)について提案すること。

■ 事業評価方法

集客目標(来場者数)を提案すること。また、来場者を対象にしたイベント内容等本事業の効果測定方法を提案すること。

② 会場設営・撤去

会場の設営および撤去を行うこと。なお、当日会場内で発生したすべてのゴミは受託事業者の責任のもと処分すること。

③ 当日運営

■ 当日の円滑な運営のために必要な進行表および会場図面を予め作成し、神戸市と協議のうえ決定すること。

■ 来場者案内や呼び込み、問合せ対応等を行うこと。

■ 十分な安全対策および安全管理(感染症対策、熱中症予防対策含む)を行うために必要なスタッフを配置し、事故を防止すること。

■ 上記以外に、当日運営に必要な一切の業務を行うこと。

④ 事業評価および報告

来場者数および本事業の効果について検証し、それらの内容と当日の実施状況を記載した報告書を提出すること。また、記録写真も併せて納品すること。

#### 4 実施体制

本業務を正確かつ確実に実施するために、実施責任者および実施担当者を配置すること。また、決定したスケジュールに沿って作業を進めるとともに、進捗についてうちあわせ等にて報告すること。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

## 5 特記事項

### (1) 再委託の禁止

受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任しまたは請け負わせようとするときは、あらかじめ文書により神戸市の承諾を受けなければならない。

### (2) 法令等の遵守

- ① 実施に当たっては、法令を遵守すること。
- ② 業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守すること。

### (3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらの他の目的に使用し、または他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

### (4) 著作権の帰属

- ① この契約により制作される成果物の著作権は以下に定めるところによる。成果物の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)は発注者である神戸市に帰属するものとする。
- ② 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条および19条を行使することができないものとする。
- ③ 著作人格権については、受託者に帰属するものとする。成果物を契約の範囲を超えて、加工・展開等する場合は、その都度了承をとる。

### (5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### (6) 仕様変更

契約の締結にあたり、神戸市は受託者と協議のうえ、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。また、受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ神戸市と協議のうえ、承認を得ること。

### (7) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整理するものとし、本業務を完了し、または中止し、もしくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかななければならない。

### (8) 記載外事項

本仕様書に定めない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。ただし、委託業務の履行に関して、本仕様書に特に記載のない業務については、資料作成・支払い等を含むすべ

ての業務を受託者の責任のもと行うものとする。また、業務の履行に係る経費のすべてを委託費に含めること。

(9) その他

神戸市は、感染症拡大防止等のため、イベント開催の中止を求めることができる。なお、神戸市の要請によりイベントを中止する場合には、既に履行した業務に係る経費については、委託費として支払う。